

## 設計・工事施工調整会議（三者会議）実施要領

（平成26年9月29日制定・平成26年要領第209号）

改正 平成28年 6月24日 平成28年要領第 94号（イ）

### （目的）

第1条 工事施工の円滑化と品質の確保を図るためには、施工者（工事受注者）が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握したうえで施工することが重要である。このため、工事着手前や施工途中において、施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や予期し得ない現場条件との変更等について、施工者及びその設計等を担当した設計者、発注者の三者により、設計方針・意図の伝達及び施工上の課題・留意点の確認を行うため三者会議を開催するものとする。もって、設計・施工ミスの防止及び工事目的物の品質・安全確保を図るものとする。

### （構成）

第2条 三者会議は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者を取りまとめの上、各者に通知するものとする。

#### 1 発注者

当該工事の監督員、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者。なお、必要に応じて支社等の社員等を参加させることができる。

#### 2 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

#### 3 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者、照査技術者、担当技術者を主体とする関係者。ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者を参加させるものとする。

### （三者会議の開催）

第3条 三者会議は、発注者及び施工者いずれかの発議により必要の都度開催できるものとし、開催に係る調整は、発注者が行うものとする。なお、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則に規定する「土木工事等」で「支社発注」における次の工事（以下、「三者会議実施確定工事」という）については、三者会議を1回以上実施することを標準とする。（イ）

・「新設工事及び改築工事」の全工事

・「特定更新等工事」における基本設計等が完了した成果品で発注した全工事

1 施工者は、工事受注後、各工事共通仕様書に規定する「設計図面の照査」に基づき速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や設

計上の確認を要する事項を整理して、『工事着手前照査報告書』を作成し、発注者に提出するものとする。また、あわせて三者会議の開催希望時期を発注者に報告するものとする。

(イ)

- 2 発注者は、三者会議への設計者への参加の同意（様式1、2）を得るものとする。
- 3 発注者は、施工者から報告を受けた場合は、開催日、開催場所等を調整し、施工者には工事打合せ簿にて開催日及び開催場所等を通知し、設計者には、三者会議への出席依頼（様式3、4）を行うものとする。  
なお、発注者は施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容について確認し、設計成果に係るものは事前に設計者にその内容を伝えておくものとする。
- 4 三者会議の開催は、前述の工事着手前の他、工事の施工途中において予期しない現地状況の変更等に伴い、設計の変更を要する場合等においても適切な方針を得るために開催できるものとする。
- 5 三者会議は、当該工事に係る設計を実施した者が複数ある場合、原則として設計を実施した者毎に開催するものとするが、課題が同一の場合など効率的な開催も検討するものとする。
- 6 会議の内容は、施工者が議事録を作成し、発注者、設計者へ提出するものとする。議事録により記述された施行上の責任分担について明確化し、三者でその内容を確認しておくものとする。
- 7 三者会議実施確定工事における、当初契約で三者会議の実施を規定する場合は、特記仕様書に開催頻度を明示するものとする（様式5）。この場合、第1項に示す「工事着手前照査報告書」を提出する際、施工計画立案に際しての疑問点や設計上の確認を要する事項が存在しない場合は、その旨を記載して提出するよう要請する。また、第2項に示す設計者への参加の同意は、工事発注前に得るものとする。（イ）

(三者会議の内容)

第4条 三者会議は下記の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとする。

- 1 発注者から事業目的及び協議調整事項や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- 2 設計者から設計業務の成果品より設計方針・条件等の伝達を行う。
- 3 施工者から事前に提出した設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画に関する疑義を生じた点について説明を行い、三者で確認を行う。
- 4 三者会議の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処するものとする。
- 5 予期し得ぬ現地状況等の変更に伴い、原設計を再考する必要等新たな対応を要することが生じた場合は、別途発注者、施工者、設計者の三者で協議して対処する。ただし、新たな費用が発生する原設計の変更の実施判断は、発注者が行うものとする。

(三者会議の費用負担)

第5条 三者会議の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者会議に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれが負担するものとする。

- 2 開催に係る設計者の出席に要する費用の計上については、別添1「三者会議開催費用（設計者の出席に要する費用）の算定要領」によるものとし、発注者は、設計者からの支払請求に基づき、様式－6開催完了調書を支払根拠として速やかに支払うものとする。ただし、内部取引に基づく契約については、この限りではない。（イ）

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、別途発注者、施工者及び設計者の三者で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から実施する。
- 2 「設計・工事施工調整会議（『三者会議』）について（建事第32号・平成22年6月29日）」は、廃止する。

附則（イ）

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

文 書 番 号  
平成 00 年 00 月 00 日

【設計者名】

西日本高速道路(株)〇〇支社  
〇〇工事 (管理、高速道路) 事務所  
所 長 氏 名 印

〇〇自動車道 〇〇工事に関する設計・工事施工調整会議への参加依頼について

平素は弊社の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴社が設計を行った〇〇自動車道 ××設計の成果品による、〇〇自動車道 〇〇工事の現地着工に際しまして、施工者への設計の理念及び意図の周知を図り、より工事の品質等を向上させることを目的として、設計者・施工者・弊社の三者による設計・工事施工調整会議（以下、『三者会議』という。）の開催を考えております。

つきましては、上記三者会議の趣旨を理解いただき参加いただきますよう依頼申し上げます。

記

1. 該当調査等概要

調 査 等 名 〇〇自動車道 ××設計  
履 行 期 間 平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日  
管 理 技 術 者 〇〇 〇〇氏

2. 該当工事概要

工 事 名 〇〇自動車道 〇〇工事  
工 期 平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日  
施 工 者 ××建設(株) 現場代理人 □□ □□

3. 三者会議に関する連絡先

西日本高速道路(株) 〇〇工事事務所 △△工事区 (担当：〇〇工事長) 【工事事務所の場合】  
住 所 XXXXX  
電 話 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇

4. 同意書

本依頼に関する同意書は、添付様式－2を参考に作成の上、返送願います。

5. その他

三者会議の参加に必要な費用につきましては、別途当方にてお支払いいたします。

以 上

【添付資料】

『設計・工事施工調整会議実施要領』 . . . . . 1部

注) 上記実施要領を添付するものとするが、その際『別紙』の支払基準は添付しないこと。

平成 00 年 00 月 00 日

西日本高速道路(株)〇〇支社

〇〇工事 (管理、高速道路) 事務所長 〇〇 〇〇 宛て

住 所

(株)【設計者】

代表者 XX YY 印

〇〇自動車道 〇〇工事に関する工事施工調整会議への参加について

平成 年 月 日付け 号で依頼のありました『〇〇自動車道 〇〇工事に関する設計・工事施工調整会議 (以下、『三者会議』という。)』への参加に同意いたします。

なお、三者会議の参加に伴う連絡先等は下記のとおりです。

記

1. 連絡先 (窓口)

〇〇支店 〇〇部 □□課 YY ZZ (または、△△ △△)  
電 話 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇

2. 参加予定担当技術者

調査等名) 〇〇自動車道 ××設計  
管理技術者 YY ZZ  
担当技術者 △△ △△、〇〇 〇〇

以 上

【設計者名】宛て

西日本高速道路(株)〇〇支社  
〇〇工事(管理、高速道路)事務所  
所 長 氏 名 印

〇〇自動車道 〇〇工事に関する工事施工調整会議の開催について

標記について、〇〇自動車道 〇〇工事に関して設計者、発注者、施工者合同による設計・工事施工調整会議（以下、『三者会議』という。）を下記のとおり開催しますので、貴社社員の三者会議への出席を依頼いたします。

記

1. 開催日時

平成 00 年 00 月 00 日 〇時 ~ 〇時

2. 場 所

西日本高速道路(株) 〇〇工事事務所 〇〇会議室

3. その他 三者会議の参加費用につきましては、下表のとおりとさせていただきます。

件 名	単 位	金 額
〇〇自動車道 〇〇工事三者会議（第〇回）開催費	式	000,000 円

なお、ご異議がなければ添付の同意書（様式-4）を提出いただくとともに、三者会議終了後、支払い請求書を当方まで提出願います。

以 上

【添付資料】

〇〇自動車道〇〇工事 三者会議（第〇回）開催費同意書 . . . . . 1 部

様式-4

平成00年00月00日

西日本高速道路(株)〇〇支社

〇〇工事 (管理、高速道路) 事務所長 〇〇 〇〇 宛て

住 所

(株)【設計者】

代表者 XX YY 印

〇〇自動車道〇〇工事 三者会議 (第〇回) 開催費同意書

平成 年 月 日付け 号で通知のありました〇〇自動車道〇〇工事 三者会議 (第〇回) 開催費については同意いたします。

以 上

印紙税法  
別表第1の  
該当する  
収入印紙

様式－5

特記仕様書記載例（イ）

●. 三者会議に関する事項

共通仕様書●－●－●三者会議への協力等 に基づく三者会議の開催は、●回を予定している。  
必要に応じて開催回数を変更するものとする。

様式－6 開催完了調書

## 三者会議開催完了調書

平成 年 月 日

契約責任者

●●事務所

所長

印

下記の通り三者会議を開催しました。

1. 業務名 ●●自動車道●●工事 三者会議（第●回）
2. 開催日 平成●年●月●日 ●時●分～●時●分
3. 場所 ●●
4. 参加者 ●●コンサル(株)、●●建設(株)、当社
5. 開催費用 ●●●●●円
6. 資料 別添資料のとおり（適宜記載）
7. その他 開催写真を添付



## **三者会議開催費用（設計者の出席に要する費用）の算定要領**

設計者から提出された、設計者の三者会議への出席に要する費用の見積書を確認する際の発注者が算定する開催費用は、以下のとおりとする。

### **1. 費用構成**

三者会議への出席に要する費用として①直接人件費（打合せ・資料準備費）、②直接経費（交通費・日当・宿泊費）、③その他原価、④一般管理費等を計上することができる。

### **2. 費用**

#### **2-1 直接人件費**

##### **(1) 打合せ（イ）**

三者会議に出席した人数を対象とし、開催日一日あたりの人件費を計上することができる。この場合、三者会議の対象調査等業務における技術者の職種区分は、調査等積算要領の設計打合せ（最終）【5-2-3 (2) 設計打合せを参照】を上限とする。

##### **(2) 資料準備費（イ）**

三者会議毎に設計者が、他の二者に設計の内容等を説明する上で、発注者が必要と認めた場合は、新たに説明用資料の作成を依頼することができる。また、設計者には瑕疵はないものの、設計時後、施工時までに現地条件に変化があり、図面修正及び数量再算出が必要な場合は、軽微と判断される場合に限り、設計者の同意を得た上で、説明用資料として作成（修正）を依頼することができる。

説明資料を依頼する場合は、作成に要する人件費について個別に積上げをするものとする。積上げあたっては、調査等積算要領の工事発注用図面作成の図面修正や数量計算、見積りによるなど、妥当と説明できる積算手法で計上するものとする。ただし、新たな図化や計算を要しない軽微な資料作成（質問事項の回答として、設計報告書の該当ページを指摘し、同ページ記載の記事・図を引用するもの）については、原則、計上しないものとする。

#### **2-2 直接経費**

##### **(1) 交通費・日当・宿泊費**

1) 交通費は、三者会議参加者のそれぞれの滞在地（勤務地）の最寄の駅から会議開催地の最寄の駅までの往復交通費とし、「調査等積算要領」に準じるものとする。

2) 日当・宿泊費は、「調査等積算要領」に準じるものとする。この場合、技術者の職種区分は、三者会議の対象調査等業務の構成に準じるものとする。

### 2-3 その他原価

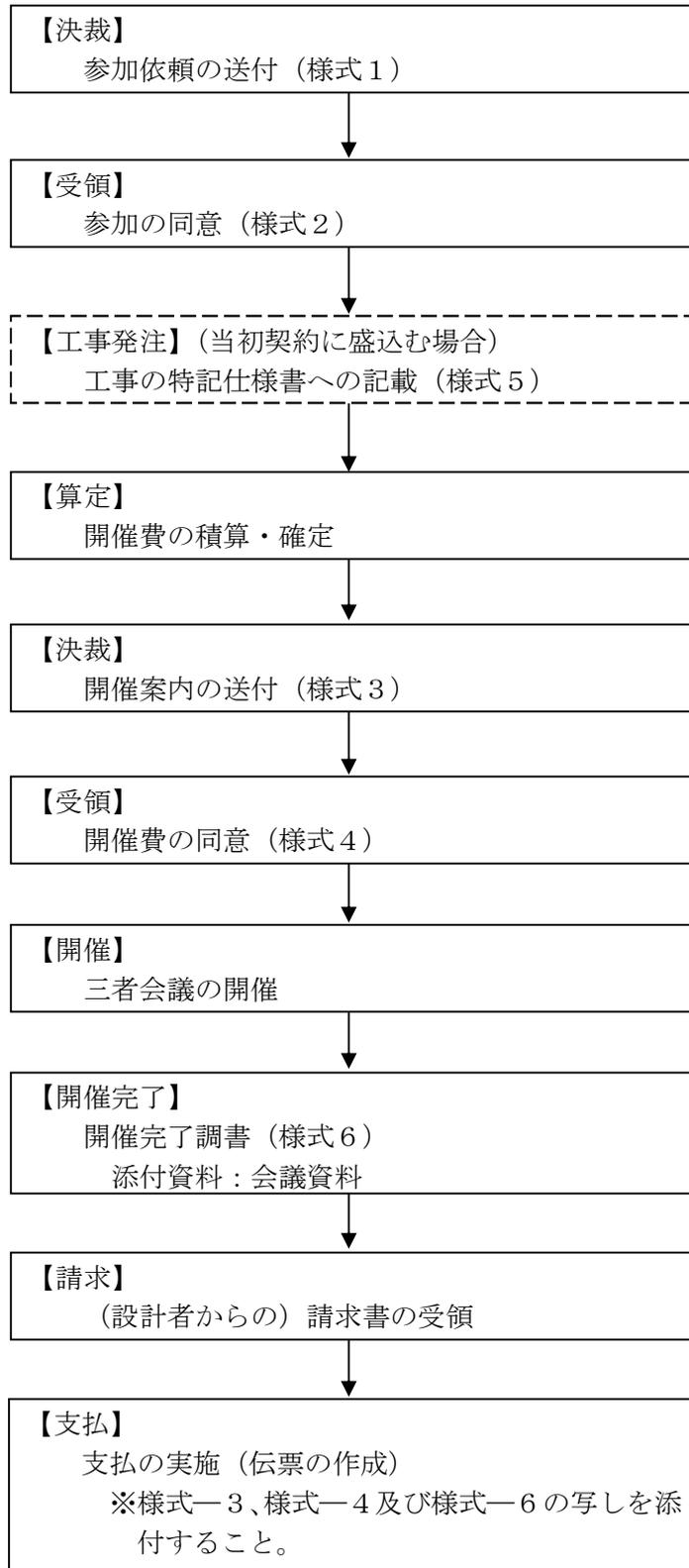
その他原価（ $\alpha$ ）の算出は、「調査等積算要領」によるものとする。

### 2-4 一般管理費等

一般管理費等（ $\beta$ ）の算出は、「調査等積算要領」によるものとする。

以 上

参考 事務手続きフロー（案）（イ）



- ※1 様式1及び2の記載内容に変更がない状況において、会議を複数回実施する場合、その都度の様式1及び様式2の作成は不要としても構わない。
- ※2 設計者から開催の内諾が取れており、開催日等も決まっている場合は、様式1と様式3及び様式2と様式4は同時に実施しても構わない。